

【協議事項1】 みずほバス（牛牧穂積線）の運賃について

1. 運賃（案）について

みずほバス（牛牧穂積線）の見直しに伴う令和6年10月からの運賃について、次のとおりとしたい。なお、現在の内容と変更はありません。

①運賃の種類

- 片道普通旅客運賃
- 障害者等割引運賃
- 普通回数旅客運賃（ICカード）
- 特殊普通旅客運賃（乗継割引運賃）
- 特殊普通旅客運賃（乗継割引運賃）

②適用方法

片道普通旅客運賃は、一乗車ごとに支払う。

小人（小学生）においては、申し出により半額とする。

未就学児童（小学校入学前）は大人と小学生以上の小人を保護者とし、保護者一名につき未就学児童一名を無料とする。保護者の同伴がない場合、及び保護者一名に対し未就学児童が二名以上随伴する場合は二人目以降について、それぞれ一名につき普通旅客運賃の半額とする。

障害者等割引運賃は、身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者、若しくは都道府県知事（政令指定都市にあっては市長）の発行する知的障害者の療養手帳の交付を受けている者、或いは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が、その手帳を呈示し、又は市町村長の発行する所定の運賃割引証を提出したとき及びその介護人が介護のために乗車する時に適用する。

普通回数旅客運賃（ICカード）は、ICカード（非接触型汎用電子乗車券）による金券式回数券（使用金額減算方式）とする。運賃の額は片道普通旅客運賃と同額とする。

特殊普通旅客運賃（乗継割引運賃）は、第一降車後45分以内に第二乗車した場合、第二乗車の普通回数旅客運賃（ICカード）に適用する。なお、適用は第一乗車・第二乗車ともにICカードにて支払う場合のみとする。

特殊普通旅客運賃（免許返納者割引）は運転経歴証明書、または瑞穂市が発行する「みずほバスシルバーカード」を提示し、運賃を現金精算する場合に適用する。適用区間は、みずほバス全路線とする。特殊普通旅客運賃（免許返納者割引）はICカードによる運賃精算時には適用しない。特殊普通旅客運賃（免許返納者割引）は身体障害者割引等との二重割引はしない。

③運賃の額

普通旅客運賃・普通回数旅客運賃

大人	障がい者	小人（小学生）	障がい者小人
100 円	50 円	50 円	30 円

特殊普通旅客運賃（乗継割引運賃）

大人	障がい者	小人（小学生）	障がい者小人
50 円	30 円	30 円	20 円

特殊普通旅客運賃（免許返納者割引）

片道普通旅客運賃 × 50%

大人
50 円

2. 意見募集について

(1) 実施内容

道路運送法第9条第5項の規定に基づき、次のとおり意見募集を行いました。

- ・募集期間 令和6年8月2日（金）から令和6年8月13日（火）
- ・周知方法 市ホームページ
- ・閲覧場所 瑞穂市役所、市ホームページ
- ・提出方法 郵送、メールまたはファックス

(2) 実施結果

結果は、次のとおりとなりました。

- ・意見数 1件
- ・意見及び市の考え方 別紙のとおり